

青梅市スタートアップ創業者支援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）にもとづく認定特定創業支援等事業の支援を受け、青梅市の区域内（以下「市内」という。）において事業を開始した創業者に対して、補助金を支給することについて必要な事項を定め、地域産業の活性化を図ることを目的とする。

2 補助対象者

青梅市スタートアップ創業者支援事業補助金（以下「補助金」という。）の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす創業者とする。

- (1) 個人で事業を開始し、または法人を設立し事業を開始する者で、法にもとづく認定特定創業等支援事業による支援を受け、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明書の交付を受けたものであること。
- (2) 中小企業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条に規定する者をいう。）または個人事業主のうち青梅市長（以下「市長」という。）が認めるものであること。
- (3) 令和2年4月1日以降に市内において事業を開始したものであること。
- (4) 住所地における納期を経過した市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）を完納していること。
- (5) この要綱の規定にもとづく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (6) 暴力団関係者（青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第3号に規定する者をいう。）でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業および性風俗関連特殊営業等でないこと。
- (8) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第5項に定める連鎖化事業でないこと。
- (9) 宗教的活動または政治的活動を目的とするものでないこと。
- (10) 市内において事業を営んでいる者が、令和2年4月1日以降に当該事業の廃止をし、または当該事業を営んでいる事業所を移転して新

たに行う事業でないこと。

- (11) 青梅市スタートアップ創業者支援事業補助金交付要綱(令和3年8月5日実施)にもとづく青梅市スタートアップ創業者支援事業補助金の交付を受けていないこと。

3 補助金の額

補助金の額は、1事業者当たり20万円とする。

4 補助金の交付回数

補助金の交付は、1事業者に対して1回限りとする。

5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、青梅市スタートアップ創業者支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 個人で事業を開始するものは、開業届の写しまたは開業したことが分かる書類の写し
- (2) 法人を設立し事業を開始するものは、履歴事項全部証明書の写しまたは法人設立届出書の写し
- (3) 営業許可証、賃貸借契約書、公共料金支払領収書等事業所の所在地が分かるものの写し
- (4) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明書の写し
- (5) 市町村民税の納税証明書
- (6) 本人確認書類の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

6 補助金の交付決定

- (1) 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは、青梅市スタートアップ創業者支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- (2) 市長は、前号の審査の結果、補助金の交付を行わないことに決定したときは、青梅市スタートアップ創業者支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

7 補助金の請求等

(1) 前項第1号の規定により、交付決定通知書を受領した申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、内容を確認の上、速やかに補助金を支給するものとする。

8 その他必要事項

この要綱にさだめるもののほかこの補助金の交付について必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）に定めるところによるほか市長が別に定める。

9 実施期日等

(1) この要綱は、令和4年8月1日から実施し、令和5年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の廃止前に、この要綱にもとづき支給された補助金に関して、この要綱の廃止後に必要となる返還等の手続については、なお従前の例によるものとする。